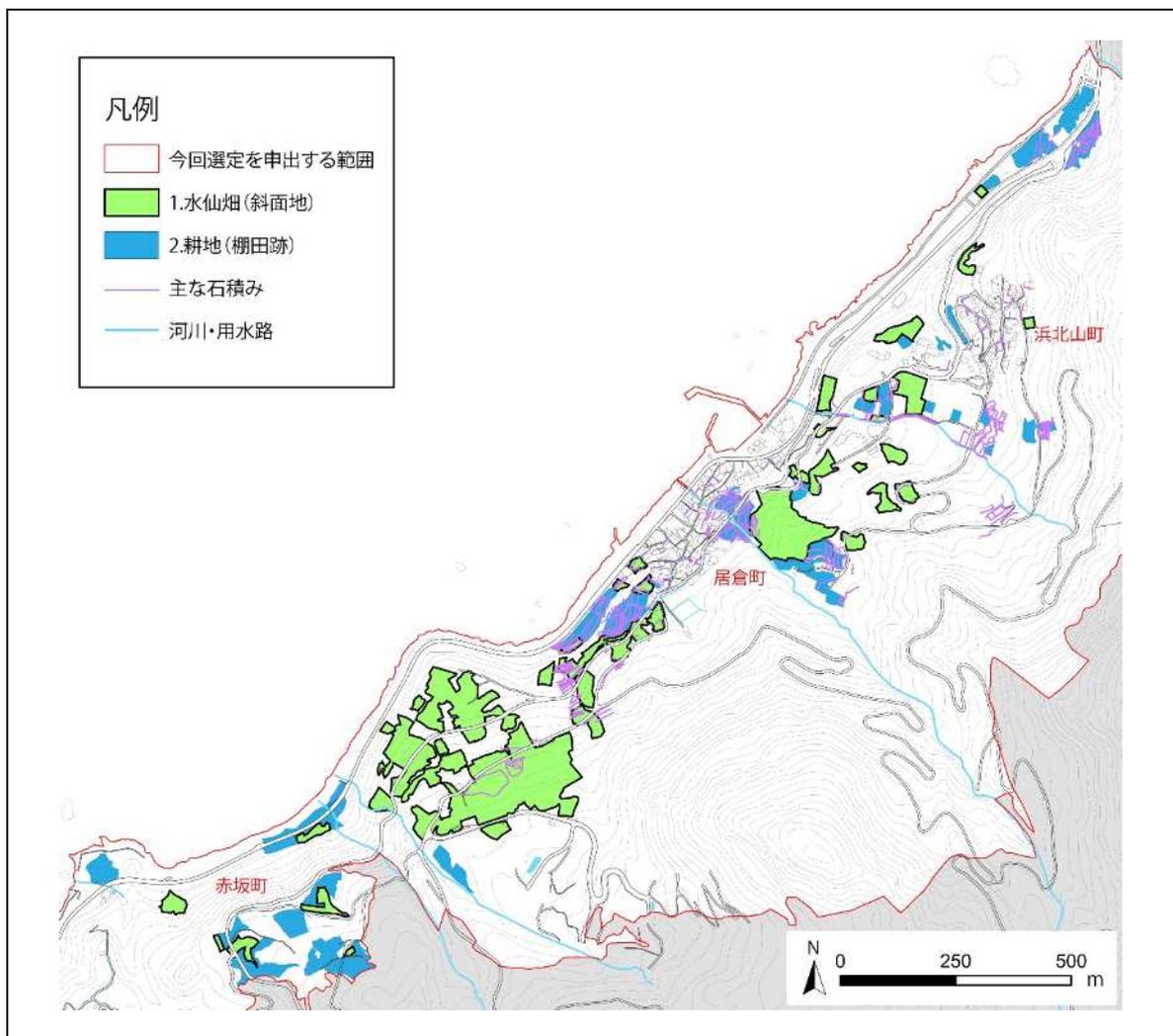


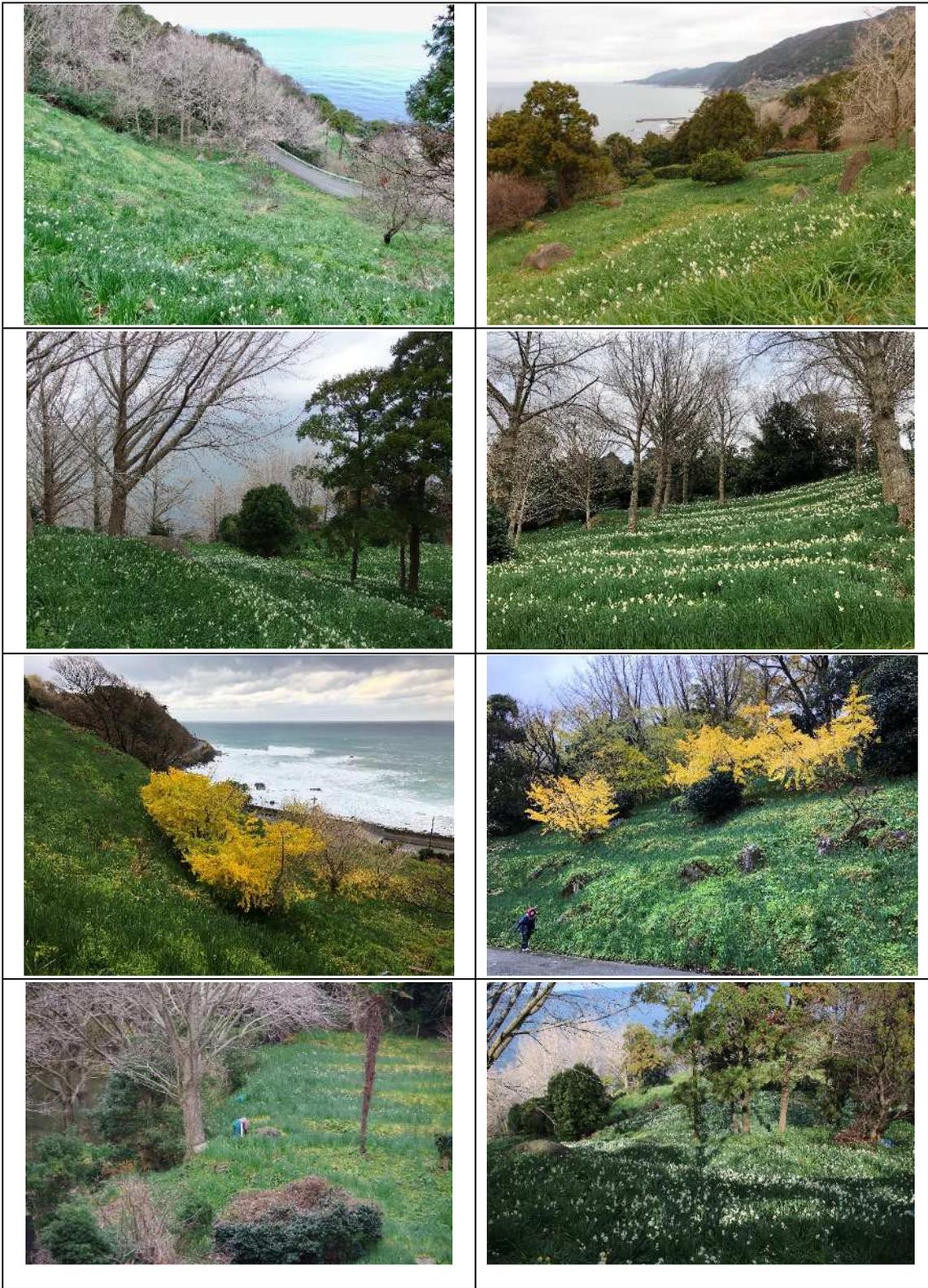
No.	1	名称	水仙畑（斜面地）	所在地	居倉町・浜北山町・ 赤坂町・城有町・ 八ツ俣町	所有者・ 管理者	個人
-----	---	----	----------	-----	-------------------------------	-------------	----

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面地に自生していたニホンズイセンを栽培している。畑にはイチヨウの木が生えているところもあり、土地の境界を示す目印、水仙の日除け・風除けとして機能している。 ・農耕に関する景観として重要。
維持・保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の立地を維持した水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。

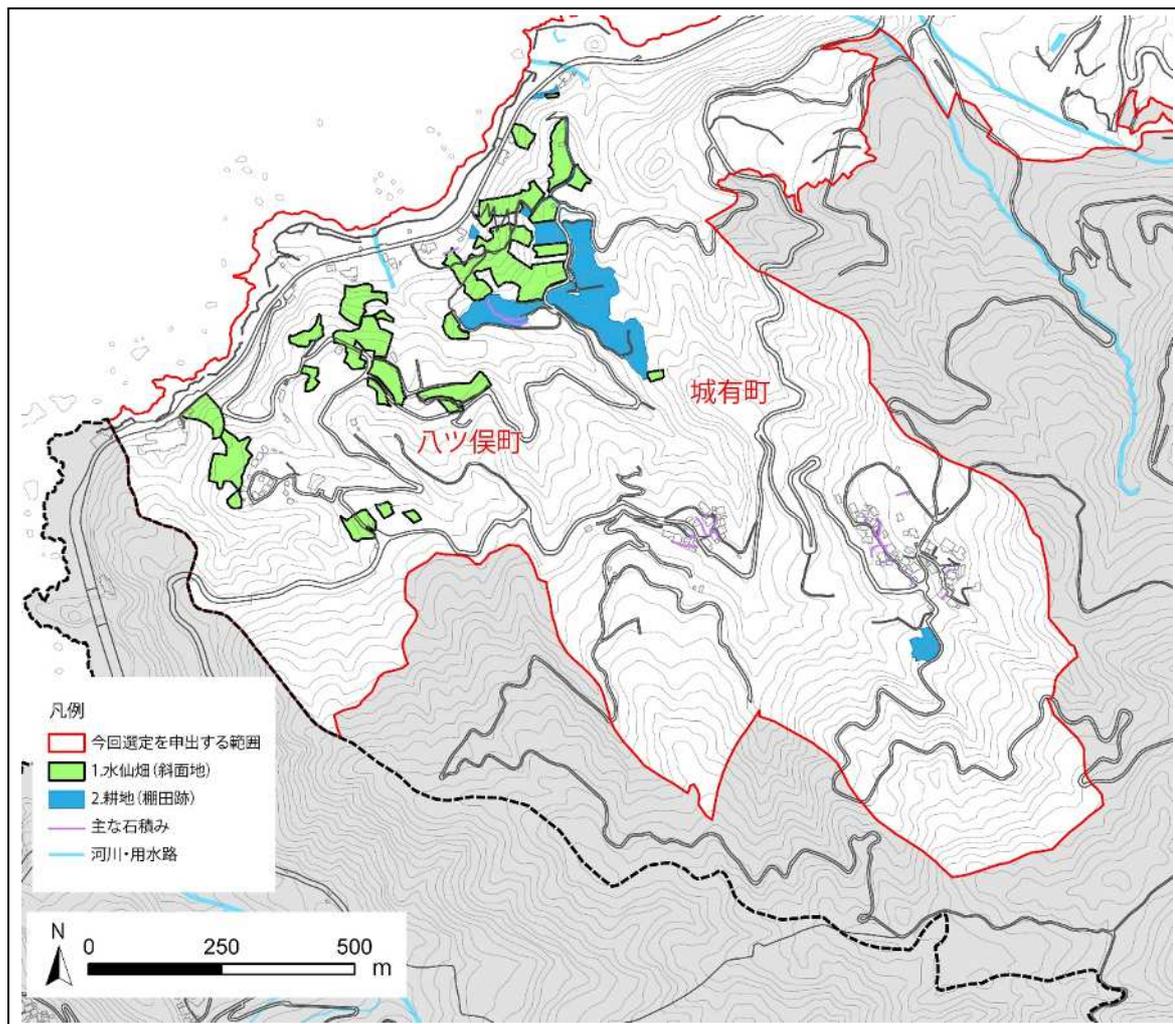
居倉町・浜北山町・赤坂町の水仙畑（斜面地）の位置図



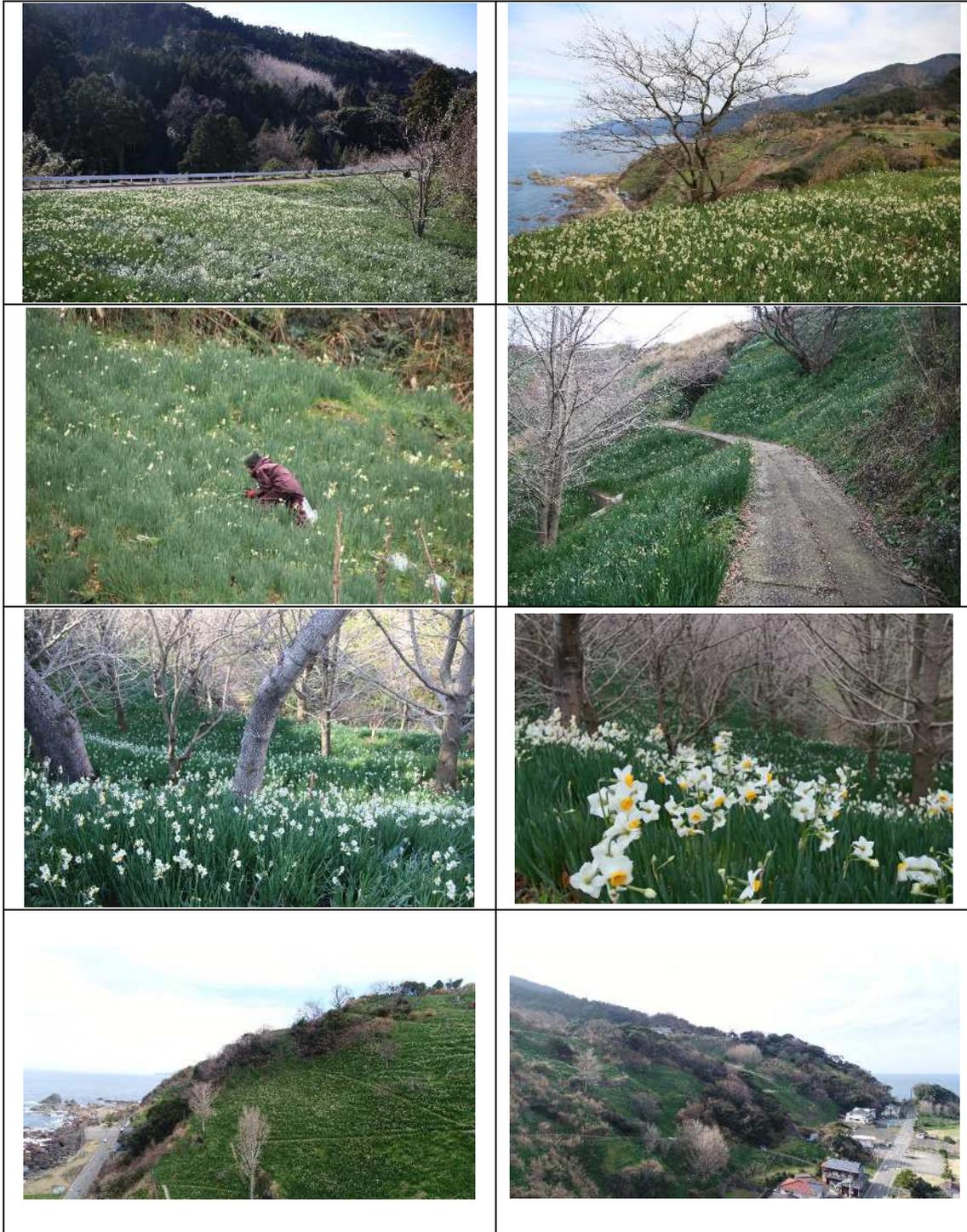
居倉町・浜北山町・赤坂町の水仙畑（斜面地）の現況写真



城有町・八ツ俣町の水仙畑（斜面地）の位置図



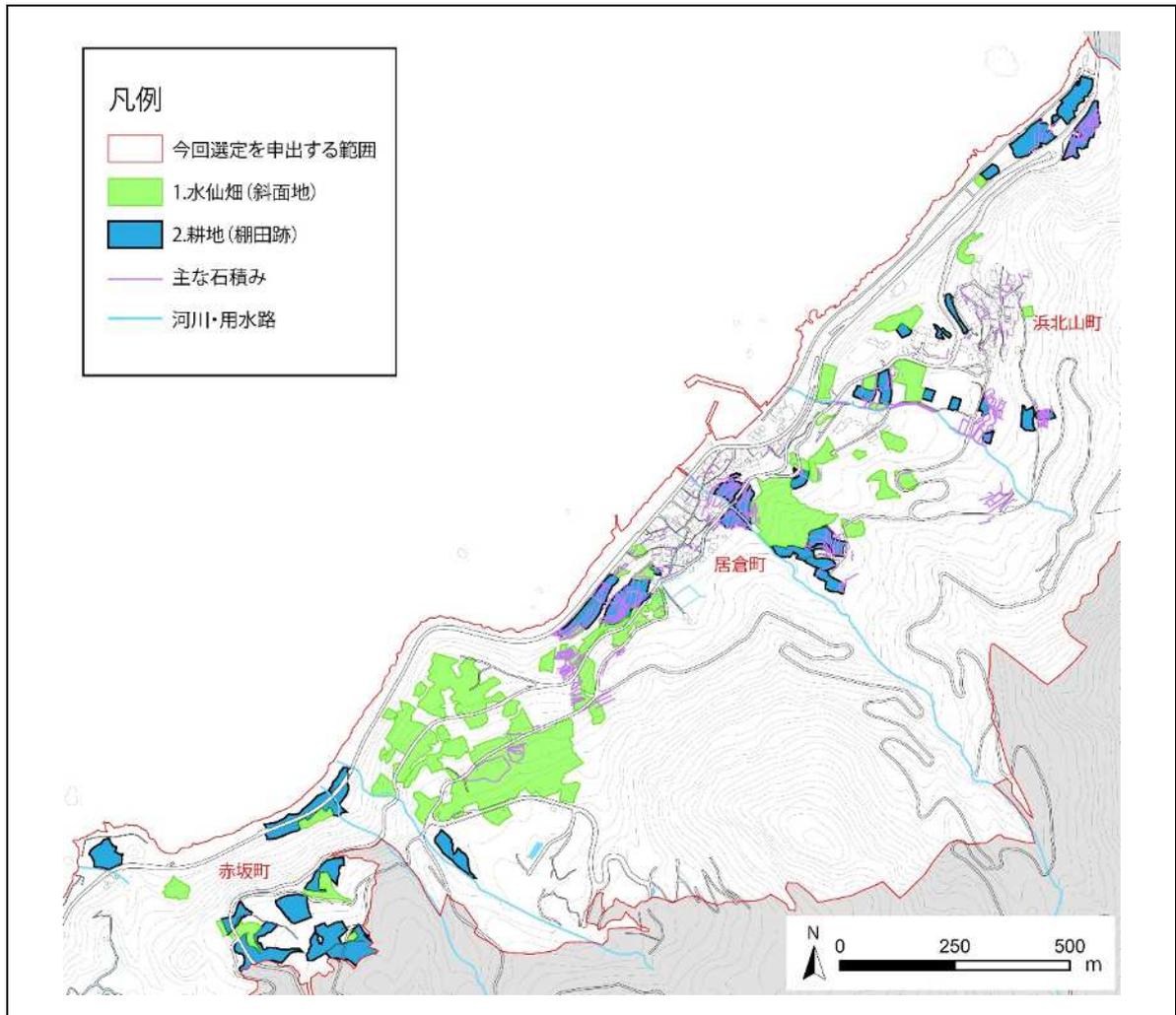
城有町・八ツ俣町の水仙畑（斜面地）の現況写真



No.	2	名称	耕地（棚田跡）	所在地	居倉町・浜北山町・赤坂町・城有町・八ツ俣町	所有者・管理者	個人
-----	---	----	---------	-----	-----------------------	---------	----

概要・価値	<ul style="list-style-type: none"> ・元々は稲作が行われていた棚田跡の耕地でニホンズイセンを栽培している。棚田を維持するための石積みが残る。畑にはイチョウが生えているところもあり、土地の境界を示す目印、水仙の日除け・風除けとしても機能している。 ・農耕に関する景観として重要。
維持・保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在行われている水仙（ニホンズイセン）の露地栽培の継続に努める。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。

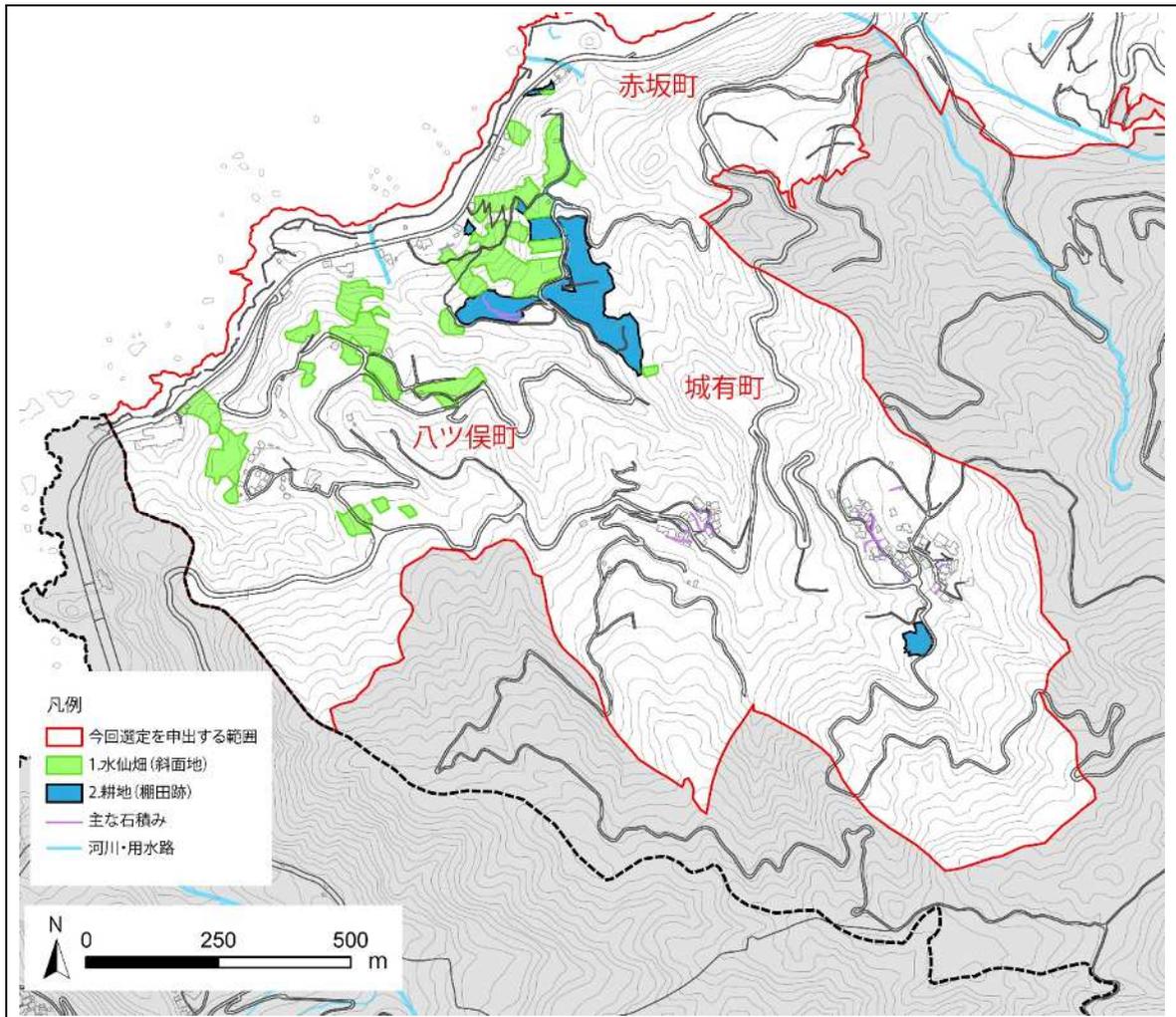
居倉町・浜北山町・赤坂町の耕地（棚田跡）の位置図



居倉町・浜北山町・赤坂町の耕地（棚田跡）の現況写真



城有町・ハツ俣町の耕地（棚田跡）の位置図



城有町・八ツ俣町の耕地（棚田跡）の現況写真



No.	3	名称	用水路	所在地	居倉町	所有者・管理者	福井市
	概要・ 価値	<p>石積みで護岸された用水路が今でも残り、棚田跡を流れている（現在は利用されていない）。かつての水と生活との関わりを色濃く示している。生業の変遷を伝えるものとして重要。</p>					
	維持・ 保存する 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・現状をできる限り維持する。 ・石積みの修繕にあたっては、既存の位置や高さを基本とし、石材等を再利用するよう努める。 					

用水路の位置図



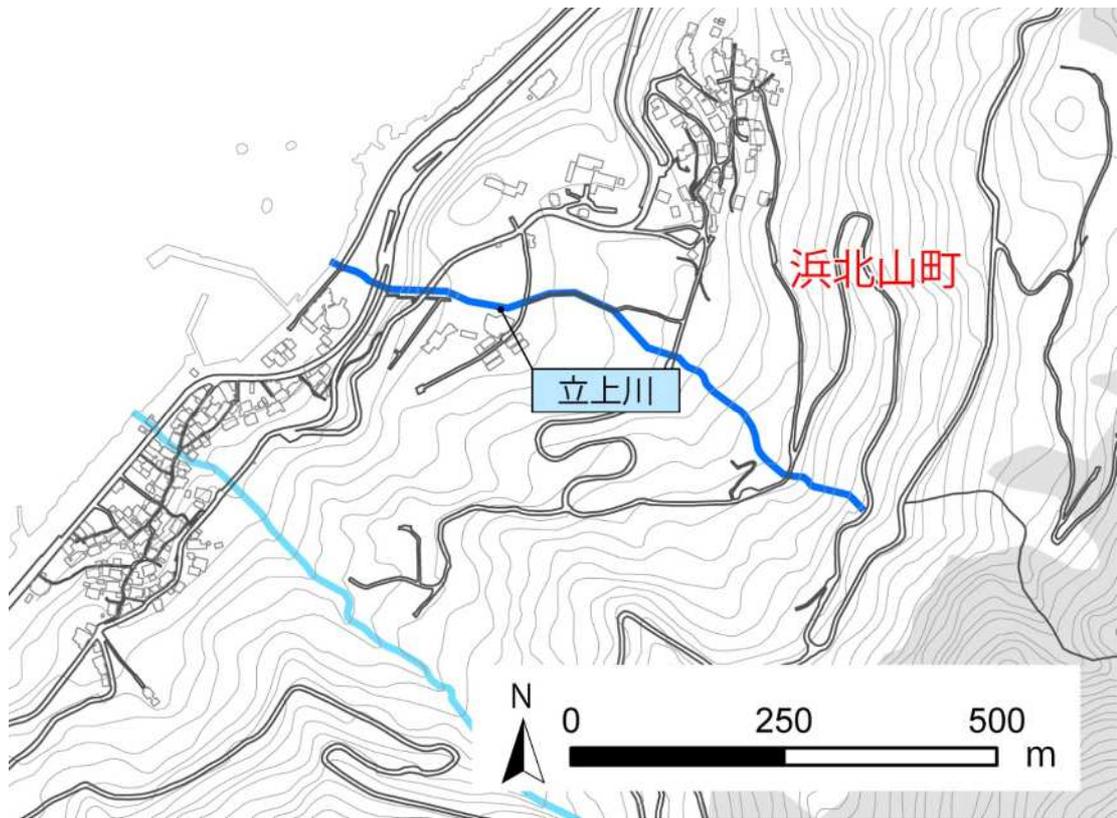
No.	4	名称	ため池	所在地等	居倉町 21 - 4 - 3	所有者 ・管理者	個人
				概要・ 価値	<p>稲作が行われていた時代には貴重な水源であったため池が今も残る。生業の変遷を伝えるものとして重要。</p>		
				維持・ 保存する 基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に埋立てをせず痕跡の維持に努める。 ・護岸工事を行う場合は、農村景観に配慮した材料や工法を検討する。 		

ため池の位置図



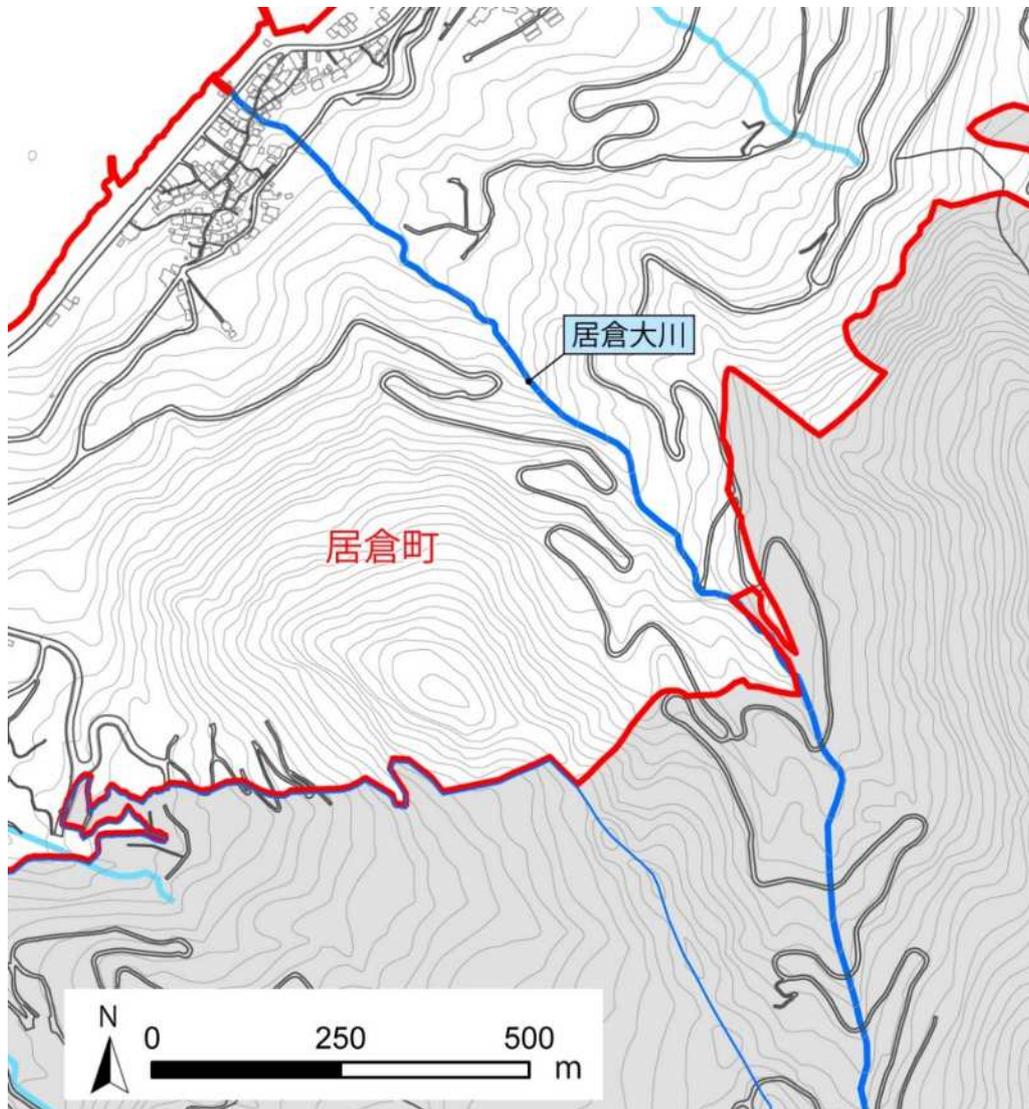
No.	5	名称	たちかみがわ 立上川	所在地等	居倉町・浜北山町	所有者・管理者	福井市
	概要 ・価値	山林から農用地を通り、日本海へと注いでいる。かつては農業や生活の用水として欠かせない存在であった。生業の変遷を伝えるものとして重要。					
	維持・保存 する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事を行う場合は、農村景観に配慮した材料や工法を検討する。 					

立上川の位置図



No.	6	名称	居倉大川 <small>いぐらおおがわ</small>	所在地等	居倉町	所有者 ・管理者	福井市
				概要 ・価値	山林から農用地、集落を通り、日本海へと注いでいる。かつては農業や生活の用水として欠かせない存在であった。生業の変遷を伝えるものとして重要。		
				維持・保存する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の流路の維持に努める。 ・護岸工事を行う場合は、農村景観に配慮した材料や工法を検討する。 		

居倉大川の位置図



No.	7	名称	浜北山町集落	所在地等	浜北山町	所有者・管理者	浜北山町
概要・価値		保存活用計画書「7-3.重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針」のとおり					
維持・保存する基準		保存活用計画書「7-3.重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針」のとおり					



浜北山町集落



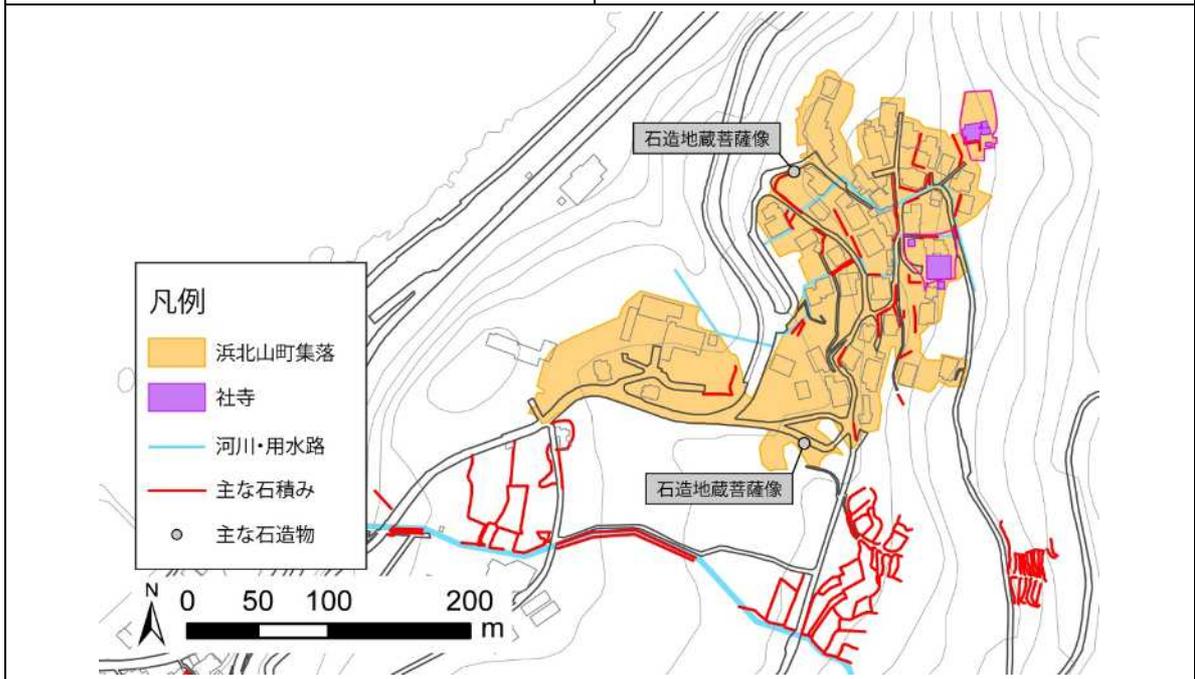
集落からの眺望



石造地藏菩薩像



集落内の石積み



No.	8	名称	居倉町集落	所在地等	居倉町	所有者・管理者	居倉町
概要・価値		保存活用計画書「7-3.重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針」のとおり					
維持・保存する基準		保存活用計画書「7-3.重要な構成要素「居倉町集落」「浜北山町集落」の保存方針」のとおり					



居倉町集落



農家住宅



水路と石積み



石積みとトベラの生垣



No.	9	名称	城有町集落	所在地等	城有町	所有者・管理者	城有町
概要・価値		保存活用計画書「7-4.重要な構成要素「城有町集落」の保存方針」のとおり					
維持・保存する基準		保存活用計画書「7-4.重要な構成要素「城有町集落」の保存方針」のとおり					



八幡神社からの集落眺望



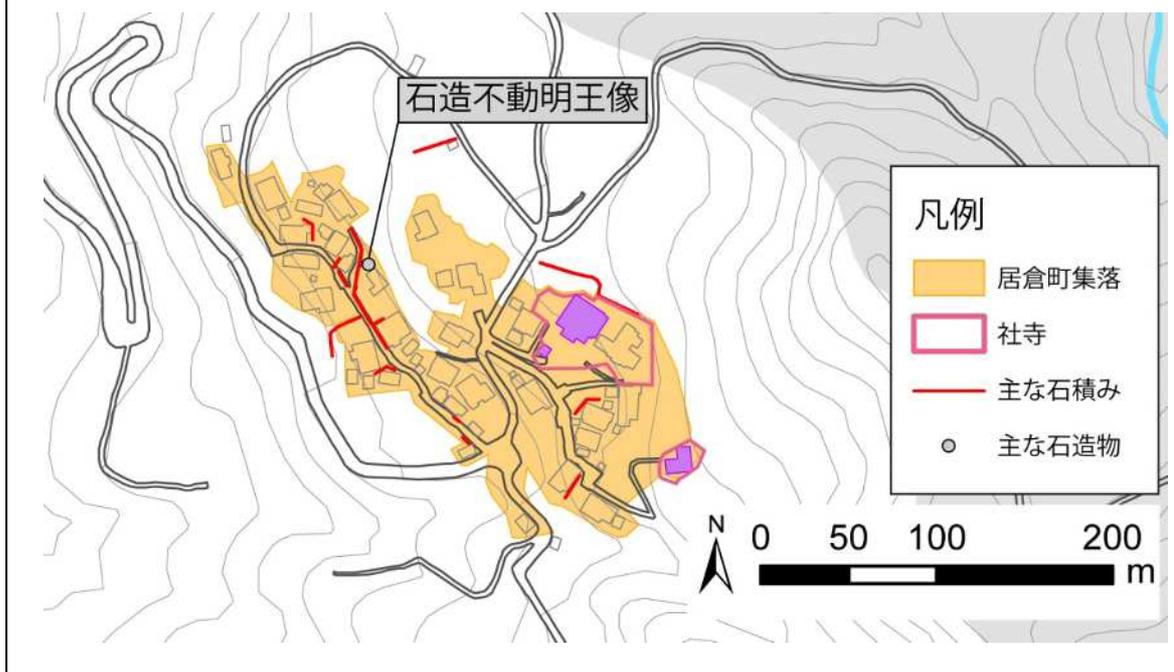
農家住宅



石造不動明王像

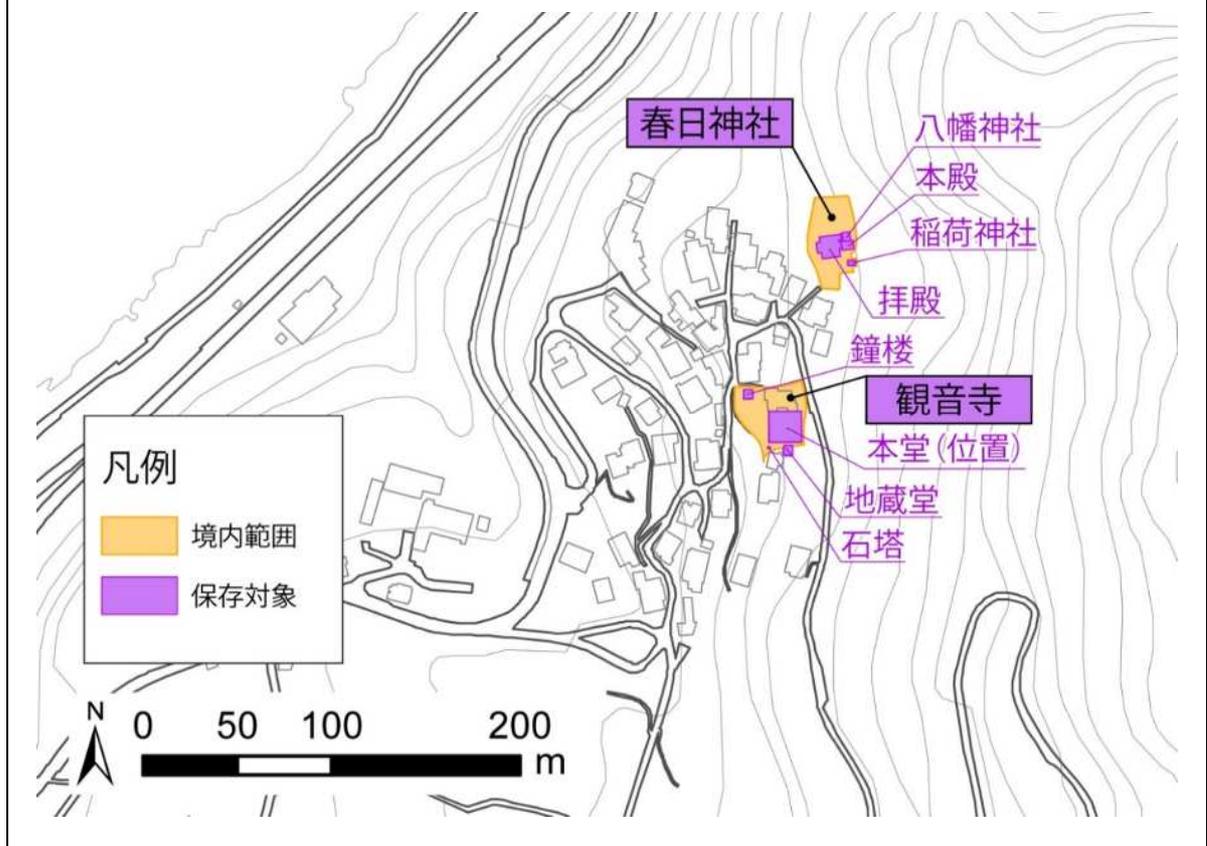


山水を利用した洗い場



No.	10	名称	春日神社 (浜北山)	所在地等	浜北山町 12-2、12-3	所有者 ・管理者	浜北山町
概要・価値		<p>・正月の厄払いの餅撒き神事や秋季例祭の神楽奉納などの年中行事が行われている。生活・信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 本殿、拝殿、八幡神社、稲荷神社、境内（浜北山町第12号2番地、第12号3番地）</p>					
維持・保存する基準		<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>					

春日神社（浜北山）の位置図



【保存対象】本殿 附：幣殿

規模：4.8m×6.4m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：明治41年頃

特徴：春日明神の御神体を祀る。風雨を防ぐ板壁が周囲を覆っている。

本殿の写真



【保存対象】拝殿

規模：11.2m×9.0m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造平入棧瓦葺

建築年代：明治41年頃

拝殿正面写真



拝殿側面写真



【保存対象】八幡神社 附：幣殿

規模：3.6m × 4.6m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：昭和6年頃

特徴：春日神社本殿と並列に建てられる。風雨を防ぐ板壁が周囲を覆っている。

浜北山の枝村上ヶ平の氏神で、全戸浜北山移住に伴って昭和6年、現在地に社殿を建立して遷座した。

八幡神社写真



【保存対象】稲荷神社

規模：3.0m × 3.6m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

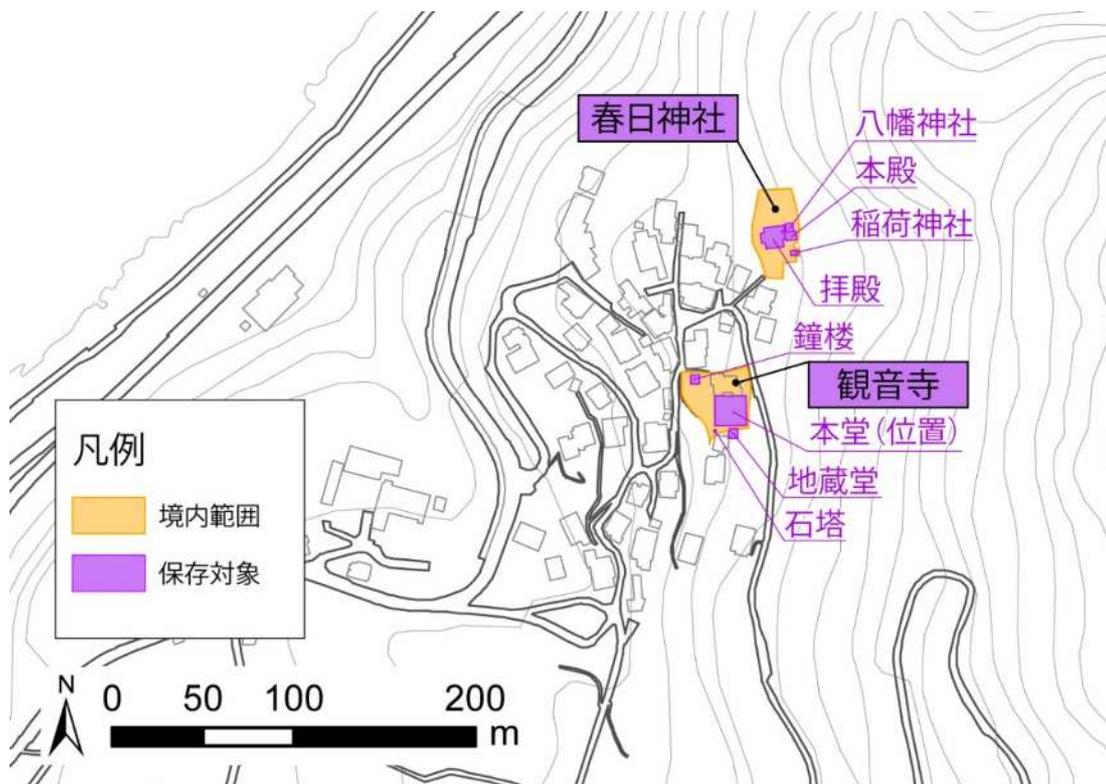
建築年代：平成時代

稲荷神社の写真



No.	1 1	名称	観音寺	所在地等	浜北山町 11-7	所有者・管理者	観音寺
概要・価値	<p>・浜北山の住民は全て当寺の檀家で、正月の厄払い護摩供、春の御影供、秋の報恩講などの年中行事が行われている。県指定文化財の木造大日如来坐像を本尊とし、境内には市指定文化財の石塔が立つ。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 鐘楼、地藏堂、石塔、本堂（位置）、境内（浜北山第 11 号 7 番地）</p>						
維持・保存する基準	<p>・鐘楼、地藏堂、石塔については、現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p> <p>・本堂（位置）は、地域の信仰の場及び県指定文化財の保存管理の点で重要であり、境内景観の向上に資する修景を行う。</p>						

観音寺の位置図



【保存対象】鐘楼

規模：3.2m×3.2m 構造：木造 形式及び屋根：四本柱、入母屋造棧瓦葺

建築年代：昭和初期

鐘楼の写真



【保存対象】地蔵堂

規模：4.6m × 3.4m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造妻入棧瓦葺廂付

建築年代：昭和時代

地蔵堂の写真



【保存対象】石塔

規模：3.2m 構造：石造 形式：宝篋印塔

建立年代：明和7年(1770)

特徴：福井市足羽山産出の笏谷石で作られた宝篋印塔である。

石塔の写真



【保存対象】本堂（位置）

現状：現本堂はRC造。外観は宝形造で、内部も密教仏堂の様式に準拠したものである。県指定文化財の木造大日如来坐像を安置するため、防災上、頑強なRC構造が選択された経緯がある。今後は境内景観の向上に資する修景を行う。

本堂の写真

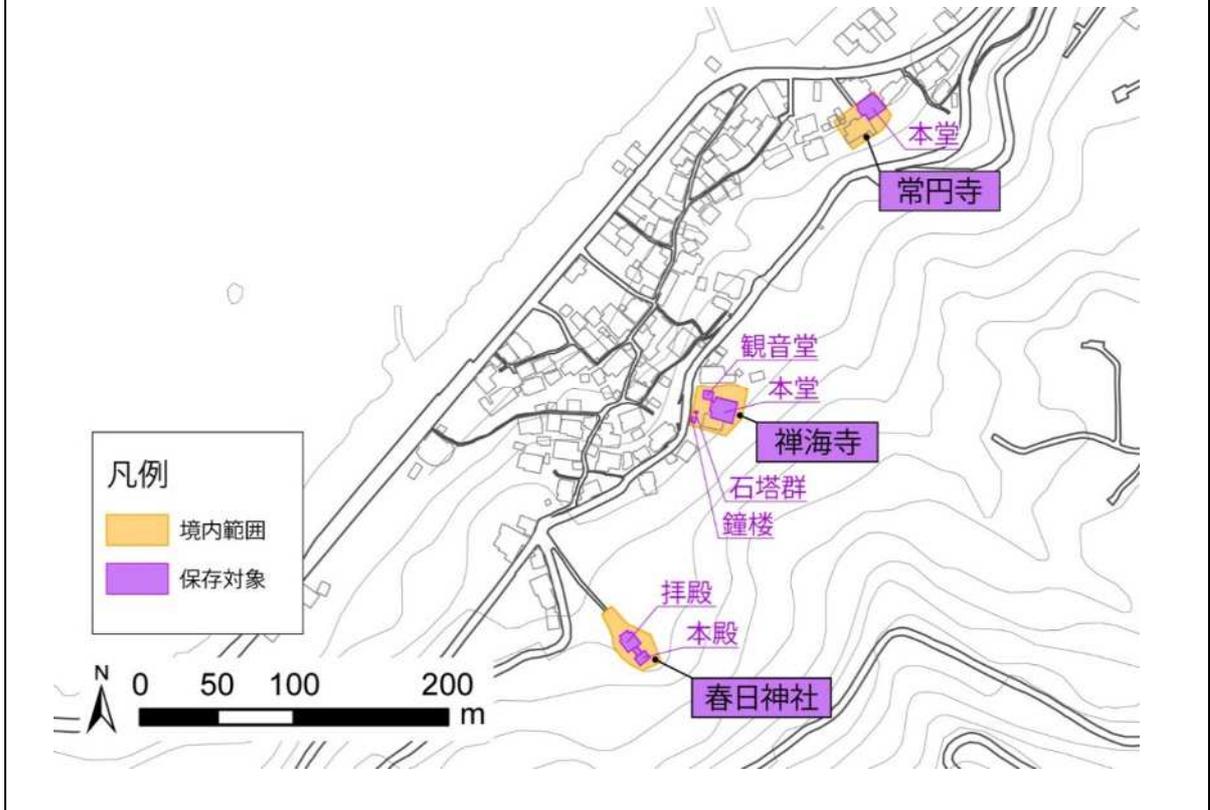


春日神社秋季例祭における観音寺境内での神楽奉納の様子



No.	12	名称	春日神社（居倉）	所在地等	居倉町 79-38	所有者・管理者	居倉町
概要・価値	<p>・正月の餅撒き神事、春祭の「朝宮様」、秋季例祭などの年中行事が行われている。市指定文化財の木造薬師如来坐像を御神体とし、水難守護のために祀られた堅牢地神「けるりんさん」等を合祀する。生活・信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 本殿、拝殿、境内（居倉町第79号38番地）</p>						
維持・保存する基準	<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>						

春日神社（居倉）の位置図



【保存対象】本殿 附：幣殿

規模：5.8m×9.0m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：昭和29年頃

特徴：春日明神の御神体として平安後期作の薬師如来坐像（市指定）を祀る。また元々は集落内にあった越知神社、祇園神社、七十五社、堅牢神社の各祭神を合祀している。風雨を防ぐため覆屋によって保護されている。

本殿の写真



【保存対象】拝殿

規模：10.8m×9.0m 構造：木造 形式及び屋根：入母屋造唐破風向拝付棧瓦葺
建築年代：昭和29年頃

拝殿正面写真

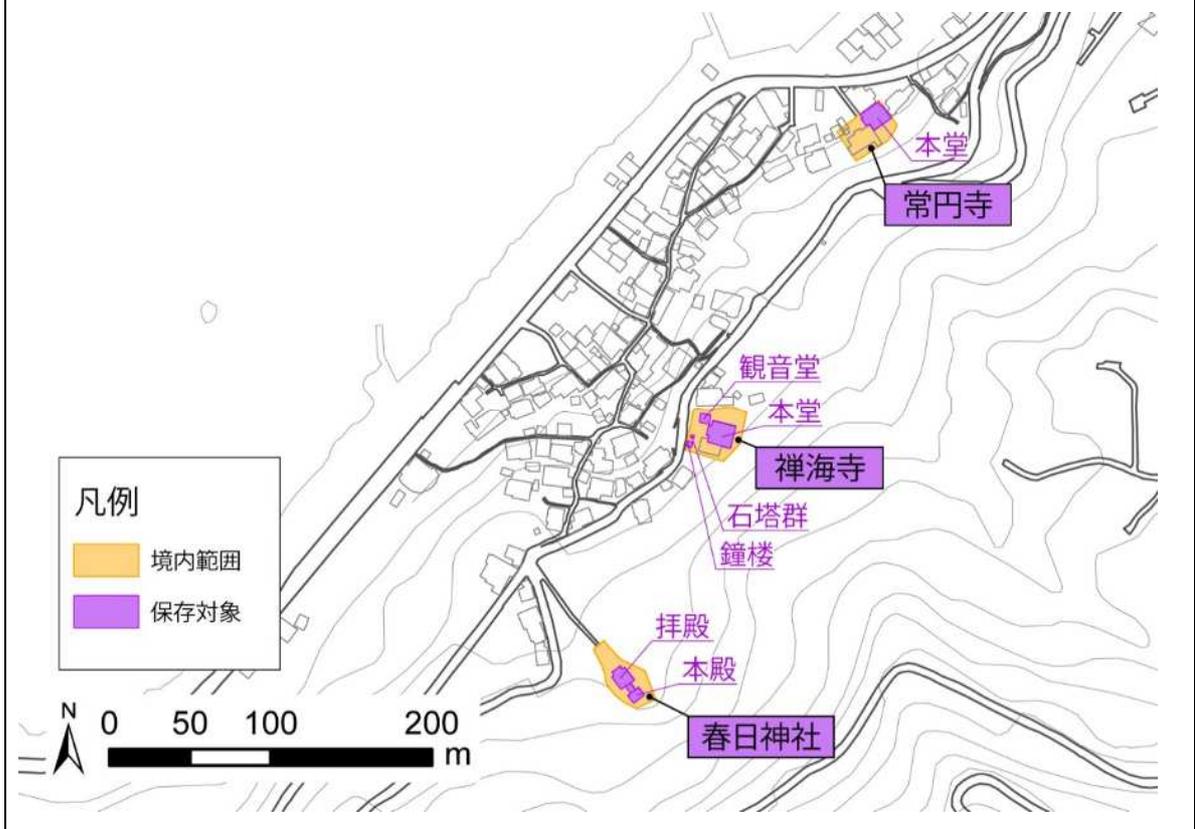


春祭「朝宮様」の直会の風景



No.	13	名称	禅海寺	所在地等	居倉町 39-9、39-10	所有者 ・管理者	禅海寺
概要・価値		<p>・北前船主が寄進した明治時代の舟絵馬や、室町時代の石造五輪塔・宝篋印塔が残る。歴史・信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 本堂、観音堂、鐘楼、石塔群、 境内（居倉町第39号9番地、第39号10番地）</p>					
維持・保存する基準		<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>					

禅海寺の位置図



【保存対象】本堂

規模：11.2m × 14.3m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造平入棧瓦葺

建築年代：昭和11年頃

本堂の写真



【保存対象】鐘楼

規模：2.5m × 2.5m 構造：木造 形式及び屋根：四本柱、切妻造棧瓦葺
建築年代：昭和11年頃

鐘楼の写真



【保存対象】観音堂

規模：5.8m × 4.8m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造平入棧瓦葺

建築年代：昭和時代

地藏堂の写真



【保存対象】石塔群

宝篋印塔 安山岩製 造立年代：室町時代後期

五輪塔 凝灰岩（笏谷石）製 造立年代：永禄4年（1561）

宝篋印塔 安山岩製 造立年代：室町時代後期

五輪塔 凝灰岩（笏谷石）製 造立年代：室町時代後期

宝篋印塔 安山岩製 造立年代：室町時代後期

石塔の写真



【保存対象】本堂

規模：13.2m × 13.8m 構造：木造 形式及び屋根：入母屋造棧瓦葺

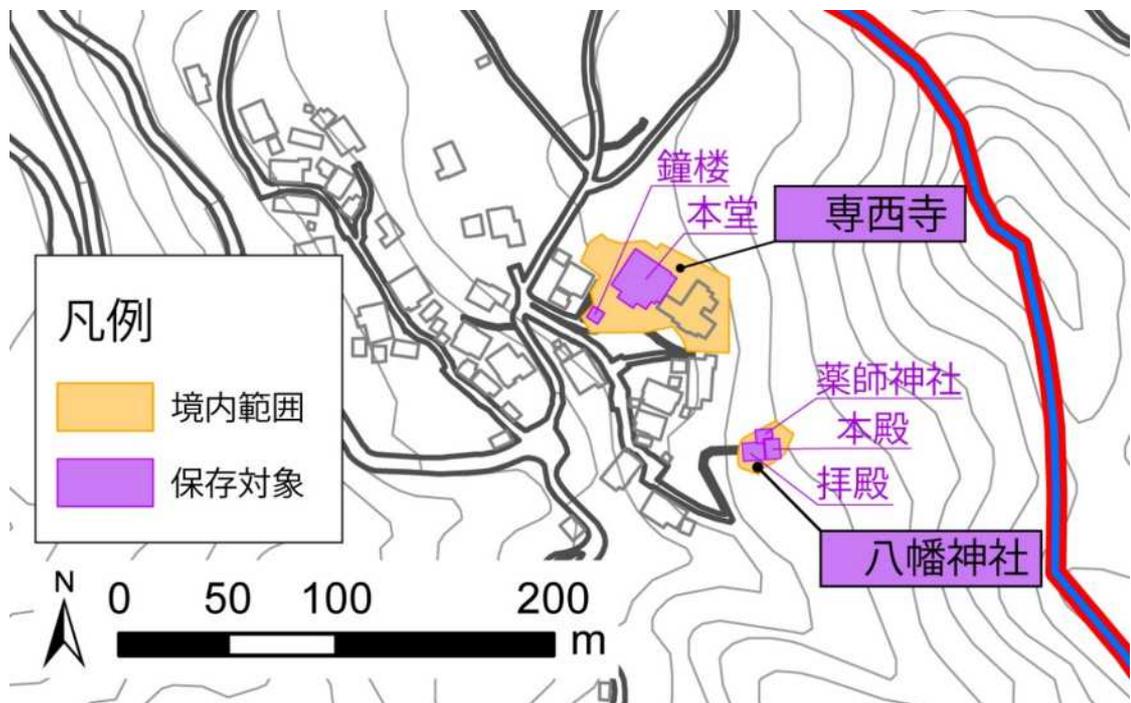
建築年代：昭和時代

本堂の写真



No.	15	名称	八幡神社	所在地等	城有町 31-1	所有者・管理者	城有町
概要・価値		<p>・本殿に多数の神像を祀るほか、市指定文化財の木造薬師如来坐像（平安時代）を御神体とする薬師神社を合祀する。信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 本殿、拝殿、薬師神社、境内（城有町第31号1番地）</p>					
維持・保存する基準		<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>					

八幡神社の位置図



【保存対象】本殿 附：幣殿

規模：4.8m×6.4m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：昭和16年

特徴：八幡神の御神体を祀る。風雨を防ぐ板壁（トタン）が周囲を覆っている。

本殿の写真



【保存対象】拝殿

規模：9.6m×9.0m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造棧瓦葺

建築年代：昭和16年

拝殿写真



【保存対象】薬師神社 附：幣殿

規模：3.6m×6.3m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：昭和16年頃

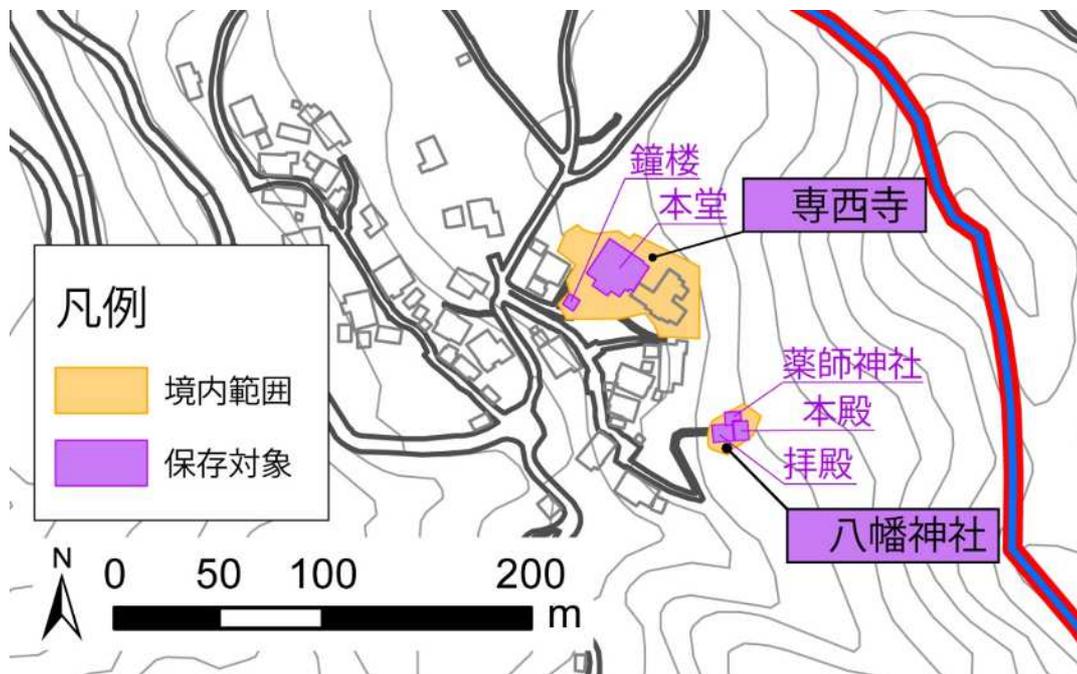
特徴：八幡神社本殿と並列に建てられる。風雨を防ぐ板壁（トタン）が周囲を覆っている。平安時代作の薬師如来坐像（市指定）と二天像を安置する。

薬師神社写真



No.	16	名称	専西寺	所在地等	城有町 35-11、 35-12、68-13-1	所有者 ・管理者	専西寺
概要・価値			<p>・真宗三門徒派寺院。養老元年（717）に泰澄大師が開創した西蓮寺が始まりとされる。信仰に関するものとして重要。</p> <p>【保存対象】 本堂、鐘楼、境内（城有町第35号11番地、第35号12番地、第68番地13号1）</p>				
維持・保存する基準			<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>				

専西寺の位置図



【保存対象】本堂

規模：22.8m × 19.4m 構造：木造 形式及び屋根：入母屋造棧瓦葺

建築年代：明治時代

本堂の写真



【保存対象】鐘楼

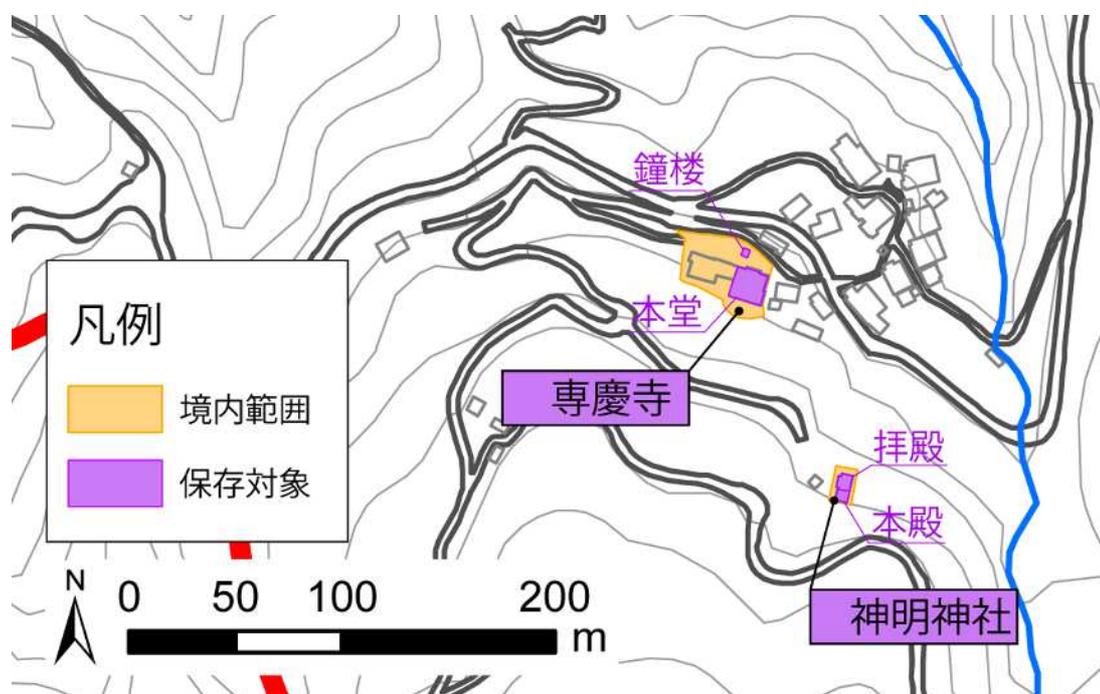
規模：5.4m × 5.4m 構造：木造 形式及び屋根：四本柱、入母屋造棧瓦葺
建築年代：明治時代

鐘楼の写真



No.	17	名称	神明神社	所在地等	八ツ俣町 52-5	所有者・管理者	八ツ俣町
概要・価値	<p>・下岬地区最古の木札である元禄 11 年（1698）銘の護摩祈祷札が残る。近年まで雨乞・雨祝・風祭などが行われてきた。信仰の観点から重要。</p> <p>【保存対象】 本殿、拝殿、境内</p>						
維持・保存する基準	<p>・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。</p>						

神明神社の位置図



【保存対象】本殿 附：幣殿

規模：5.4m×6.4m 構造：木造 形式及び屋根：流造棧瓦葺

建築年代：昭和時代

特徴：天照大神の御神体を祀る。風雨を防ぐ板壁（トタン）が周囲を覆っている。

本殿の写真



【保存対象】拝殿

規模：5.4m × 5.2m 構造：木造 形式及び屋根：切妻造平入棧瓦葺

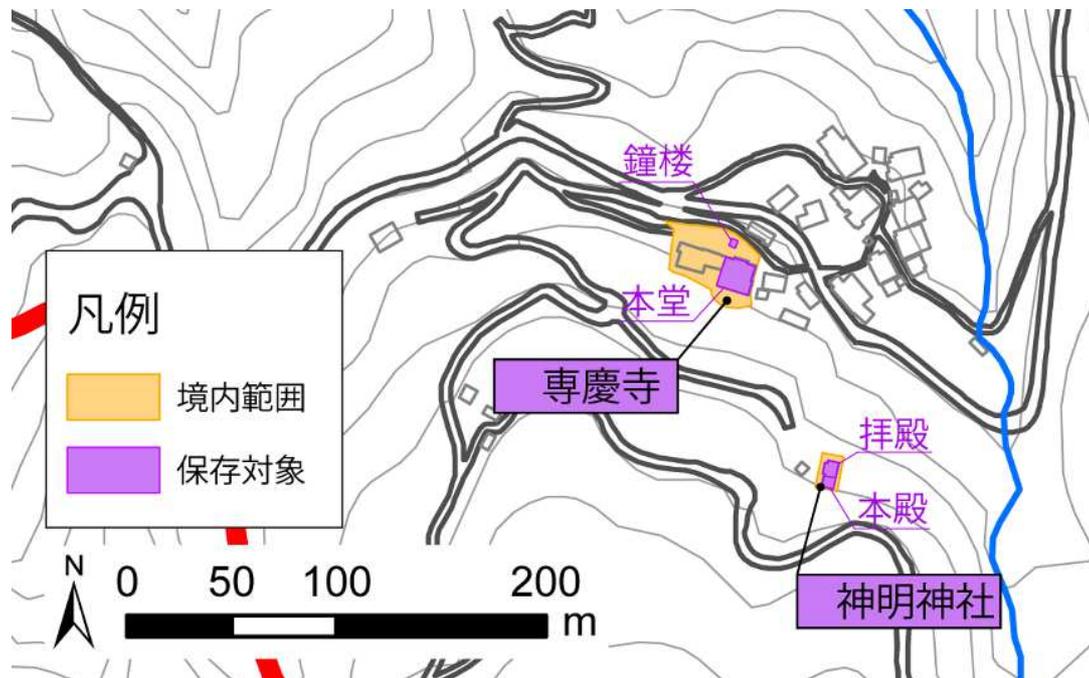
建築年代：昭和時代

拝殿写真



No.	18	名称	専慶寺	所在地等	八ツ俣町 51-8、 51-9、51-10、 51-11	所有者 ・管理者	専慶寺
概要・価値			・真宗三門徒派寺院。信仰に関するものとして重要。 【守るべき要素】 本堂、鐘楼、境内（八ツ俣町 51-8、51-9、51-10、51-11）				
維持・保存する基準			・現状の外観を維持し、伝統的な手法で修理する。				

専慶寺の位置図



【保存対象】本堂

規模：14.8m × 14.2m 構造：木造 形式及び屋根：入母屋造棧瓦葺

建築年代：昭和時代

本堂の写真



【保存対象】鐘楼

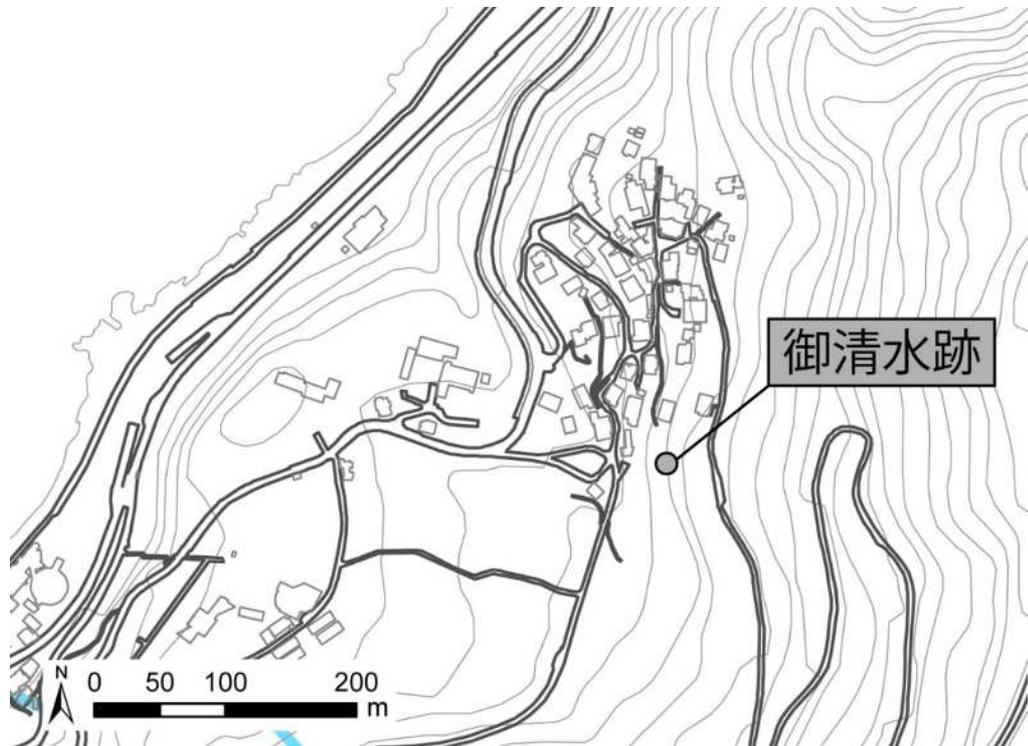
規模：3.4m × 3.4m 構造：木造 形式及び屋根：四本柱、切妻造棧瓦葺
建築年代：昭和時代

鐘楼の写真



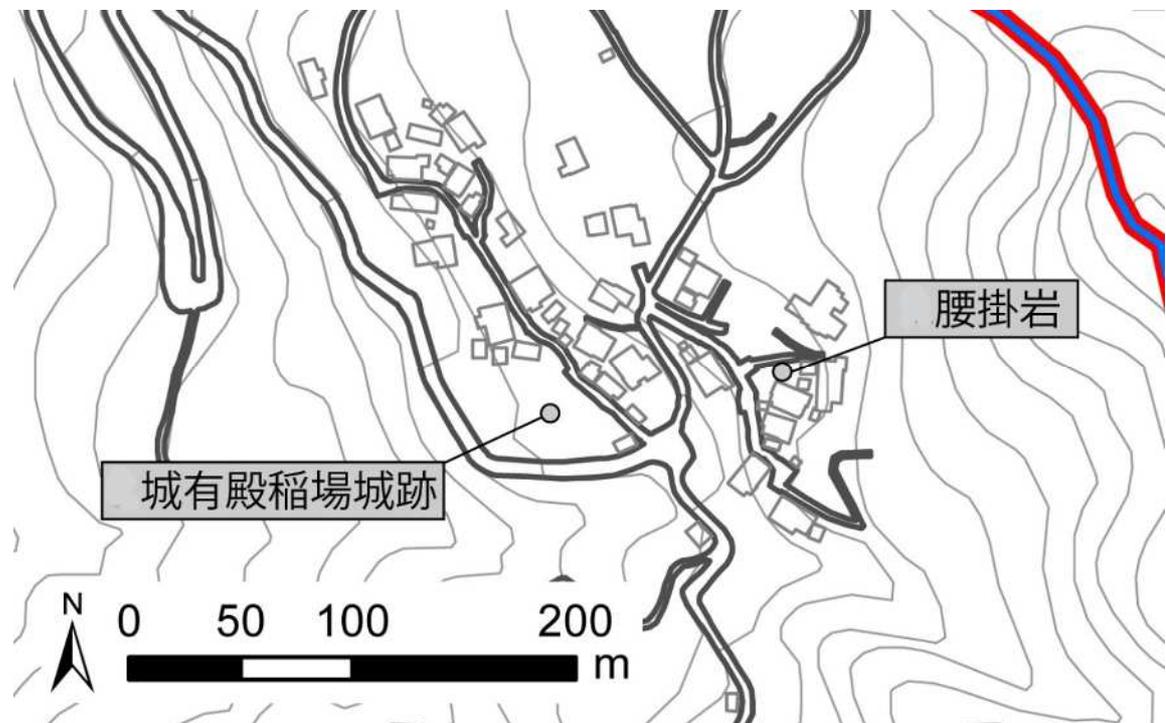
No.	19	名称	おしづみ跡 御清水跡	所在地等	浜北山町 15-12	所有者 ・管理者	浜北山町
				<p>概要 ・価値</p> <p>昭和27年(1952)頃まで集落の上水として使われていた。脇には石造不動明王像、石造弘法大師像が安置されている。生活史を物語る構成要素として重要。</p>			
				<p>維持・保存 する基準</p> <p>・現状を維持する。</p>			

御清水跡の位置図



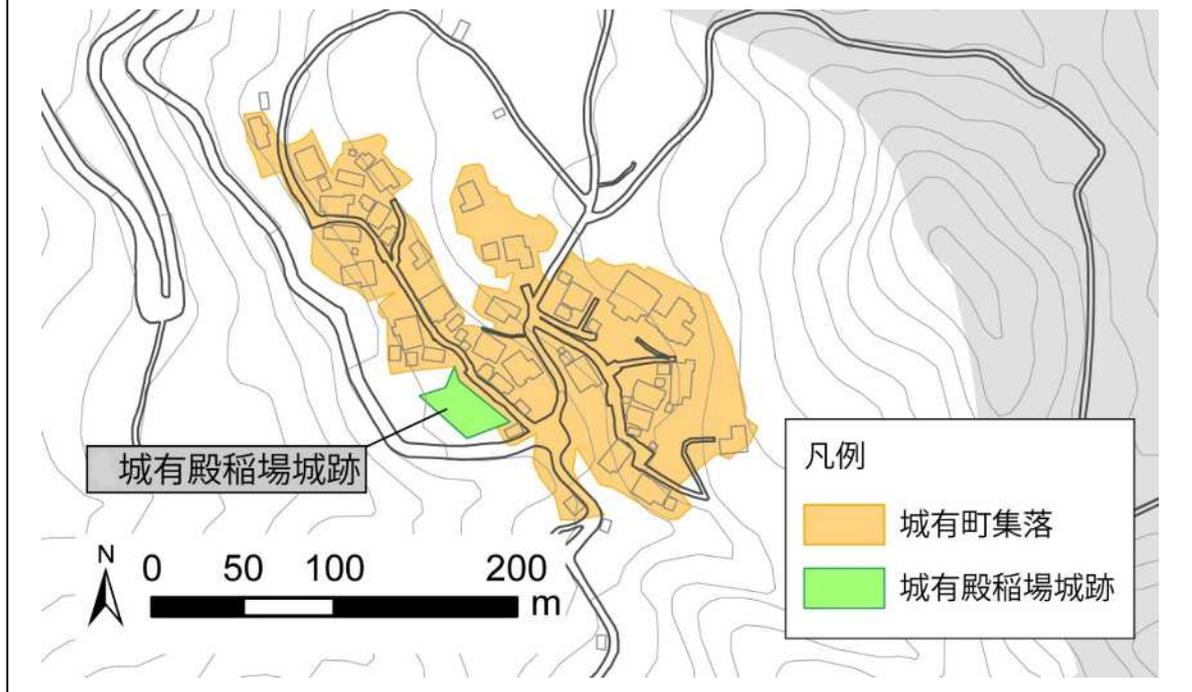
No.	20	名称	腰掛岩	所在地等	城有町 35-18	所有者 ・管理者	専西寺
				概要・価値	奈良時代の僧・泰澄が腰を下ろした岩とされ、その際に錫杖で地面を突いたところから水が湧き出てきたと伝わる。飲水として使われた湧水池に関する遺構として重要。		
				維持・保存する基準	・現状の遺構を維持する。		

腰掛岩の位置図



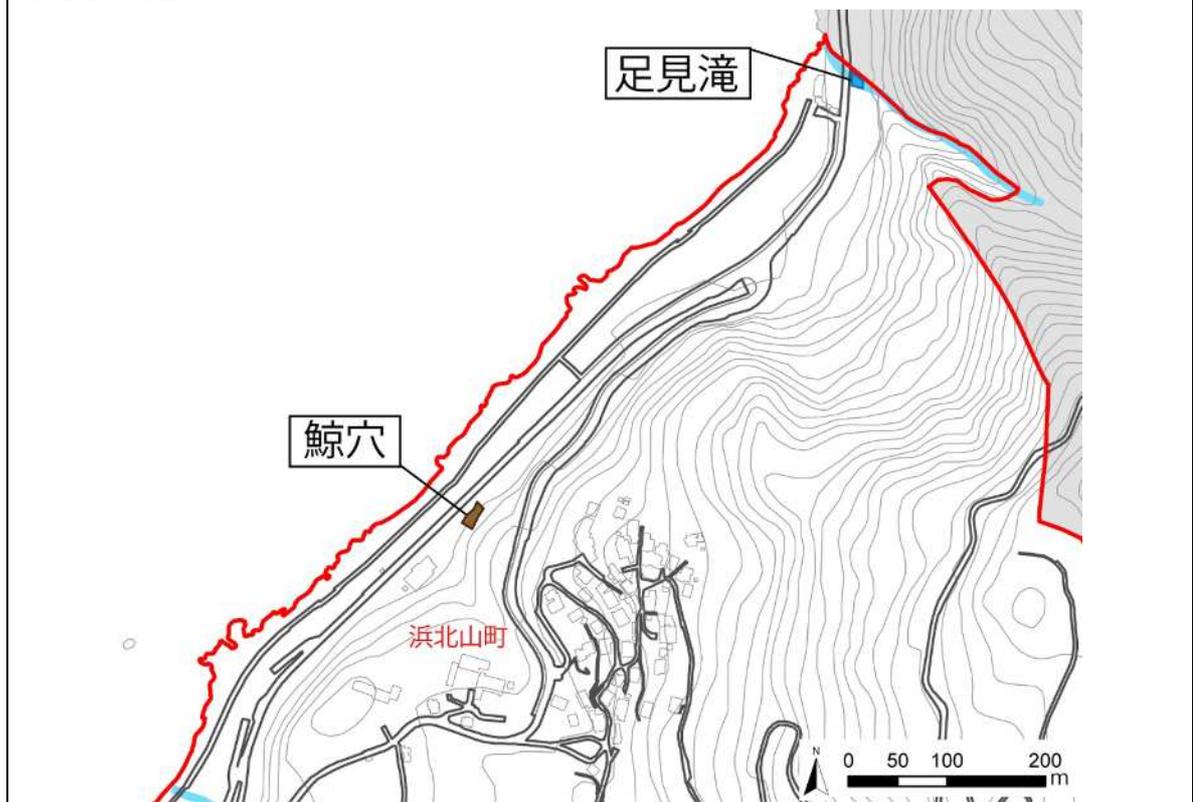
No.	2 1	名称	しるありとのいなぼじょうあと 城有殿稻場城跡	所在地等	城有町 33-21	所有者 ・管理者	城有町
				概要 ・価値	<p>市指定史跡。円郭式山城で、独立丘状を呈する山頂部に主郭、その周囲に郭とみられる平坦地が残存している。</p> <p>戦国時代の武将・本田広孝の城跡と伝わり、城有の地名の元になったといわれている。集落の歴史を物語るものとして重要。</p>		
				維持・保存 する基準	<p>・現状の地形を維持する。ただし、修景のために地形を改変する際には、遺構及び自然地形の保存を行うこと。</p>		

城有殿稻場城跡の位置図



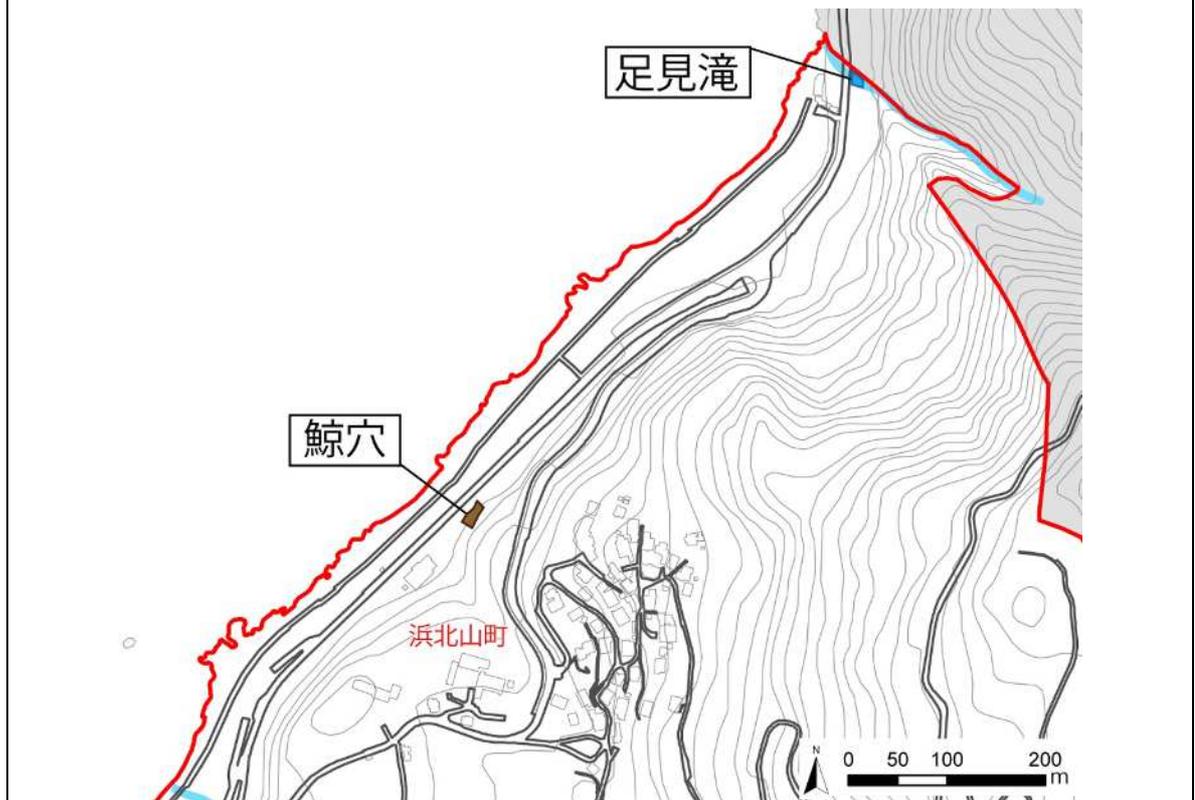
No.	22	名称	足見滝	所在地等	浜北山町 60-10	所有者 ・管理者	浜北山町
	概要・価値	市指定天然記念物。落差 18mの滝で、滝壁には灰赤紫色を呈する溶結凝灰岩が見られる。別名「太郎見滝」と呼ばれ、越前水仙発祥伝説にも語られる滝である。当地の自然を特徴づけるものとして重要。					
	維持・保存する基準	・現状を維持する。					

足見滝の位置図



No.	23	名称	鯨穴	所在地等	浜北山町 60-84	所有者・管理者	浜北山町
	概要・価値	市指定天然記念物。開口部の幅 3.5m、高さ 7 m、奥行 35.5mの離水海食洞。古くは漁師たちの待機場や賭博場として使われていたと伝わる。当地の自然を特徴づけるものとして重要。					
	維持・保存する基準	・現状を維持する。					

鯨穴の位置図



参考資料

< 目次 >

- 1．自然公園法による行為の制限について
- 2．景観法に基づく福井市景観計画による規制・誘導
- 3．福井市屋外広告物条例による規制

1 . 自然公園法による行為の制限について

1 - 1 . 自然公園法とは

自然公園法とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定されている。

1 - 2 . 自然公園内の行為の規制について

1) 区域の設定について

自然公園では目的に応じた公園計画を策定しており、その中で風致を維持するための区域を定めている。それぞれの区域の名称とその概要は表1に示すとおりである。

表1 区域の名称とその概要

区域の名称	概 要
特別保護地区	景観を維持するために特に保護が必要な地域
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護する必要がある地域
第2種特別地域	第1種、第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域
普通地域	特別保護地区、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域内であって公園区域外との緩衝ゾーンとしての役割を果たす地域
海域公園地区	魚類等の生物の多様性や海底地形、海上景観が特に優れている地域

2) 許可・届出が必要な行為の内容について

各区域内での行為は許可や届出の制度を設けている。通常、普通地域では届出書の提出、その他の地域は許可が必要となる。手続きが必要な行為の例は表 2、3 のとおりである。

表 2 許可が必要な行為の例

工作物の新增改築	土石等の集積
木竹の伐採	水面の埋め立て、干拓
鉱物の掘採、土石の採取	土地の開墾、土地の形状変更
河川、湖沼等の水位や水量の増減	環境大臣が指定する植物を採取等
広告物の設置	屋根、壁面等の色彩を変更すること など

表 3 届出が必要な行為の例

基準を超える規模の工作物の新增改築
特別地域内の河川、湖沼等の水位や水量の増減
広告物の設置
水面の埋め立て、干拓
鉱物の掘採、土石の採取
土地の形状変更
特別地域内での非常災害応急対応
特別地域内での木竹の植栽 など

3) 規制内容について

原則として特別保護地区や第 1 種特別地域での改変は避けるものとし、その他の区域については区域の種類により規制の基準が異なる。

規制内容の考え方は景観を保護する観点と生物多様性及び環境を保全する観点から決められており、主な項目の例は表 4 に示すとおりである。なお、行為の目的などにより規制の基準が変わるため、詳細は自然公園法、自然公園法施行規則をご確認いただくか、担当部局(令和元年度時点、福井県安全環境部自然環境課)にご相談いただきたい。

表 4 主な規制項目(行為の内容や目的によって該当項目は変わる)

<p>【景観の保護の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展望地からの展望や眺望 ・ 色彩や形態 ・ 道路や周辺境界からの離隔 ・ 建築物の規模等 ・ 工作物の規模等 <p>【生物多様性・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希少な動植物の生息 ・ もしくはそういった場所でやむを得ず改変する場合の環境配慮 ・ 支障木の伐採 ・ 土地の改変面積 ・ 改変場所の緑化計画 ・ 施工中の濁水防止対策 ・ 必要に応じた撤去計画
--

行為の内容や規模によって環境調査を行う必要がある。

2. 景観法に基づく福井市景観計画による規制・誘導

2-1. 届出対象行為

福井市景観計画では、市全域を景観計画区域に定めており、次の行為を届出対象としている。

表5 景観計画区域における届出対象行為

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	<p>(1)延べ面積の過半の用途が、建築基準法別表第1(1)の項及び(4)の項の用途に供する建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが12mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が1,000㎡を超えるもの</p> <p>ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が1,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(2)上記(1)以外の建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが18mを超え、又は延べ面積が2,000㎡を超えるもの</p> <p>イ 土地利用目的及び利用形態が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあっては、それらの延べ面積の合計が2,000㎡を超えるもの</p> <p>ウ 増築にあっては、既存建築物の延べ面積との合計が2,000㎡を超えるもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(3)上記の各規定に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
工作物の新設等	<p>(1)工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次に掲げるもの</p> <p>ア 高さが15m(建築物に定着し、又は継続して設置される場合にあっては、当該工作物の高さが12m)を超えるもの</p> <p>イ 工作物と一体に利用する土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、高さが8m以下の工作物は除く。</p> <p>ウ ア及びイの規定に該当する工作物の増築にあっては、当該増築部分の高さが4mを超えるもの</p> <p>エ 垣(生垣は、工作物から除く。)、柵、塀、擁壁その他これらに類するものにあっては、高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>オ 高架道路、高架鉄道その他これらに類する物にあっては、高さが5mを超えるもの</p> <p>カ 橋りょう、横断歩道橋その他これらに類する物にあっては、幅員が10mを超え、若しくは延長が30mを超え、又は高さが5mを超えるもの</p> <p>(2)上記の各規定に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2を超えるもの</p>
土地の開墾、土石の採取、鉤物の掘採その他土地の形質の変更	<p>(1)当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(2)当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの</p>
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ¹ 及び再生資源 ² の堆積	高さが3mを超え、かつ、当該堆積物の存する土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が60日以内のものは、除く。
特定照明 ³	<p>(1)届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの</p> <p>(2)道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの</p>

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源

3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 - 2 . 景観形成基準

景観計画区域において届出の対象となる建築物の新築等、工作物の新設等及びその他の行為に関する景観形成基準は、次のとおりである。

1) 建築物の新築等

【配慮すべき基本的基準】

1. 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。
2. 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

表 6 景観計画区域における建築物の新築等に係る項目別景観形成基準

項目	景観形成基準 (「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)
敷地内における位置及び外構	<p>道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽し、又は緑化をする。ただし、公共の用に供するために、道路等の公共空間からセットバックした部分については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・植栽する面積は、敷地面積の 20%以上とすることが望ましい。 <p>同一敷地内の駐車場、駐輪場、搬入搬出路等は、道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、又は植栽等による緑化を行うよう努める。</p> <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置は道路等の境界から後退し、ゆとりを設けることが望ましい。 ・大規模な建築物が連続している場所においては、隣接する建築物と壁面線を合わせて、通りとしての一体感を演出することが望ましい。
高さ	周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域の個性が感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度 6 以下、無彩色は明度 2 以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあつては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 1/10 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相が R、YR、Y 系以外の色は、彩度 4 以下とすることが望ましい。 ・地上からの高さが 31m を超える高層な建築物で複数の色を用いる場合は、圧迫感や突出感を与えないよう、上層に用いる色は下層よりも明度を上げることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統的な素材、材料を用いることが望ましい。
ベランダ等	<p>ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。
屋外階段	色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。
附帯設備等	道路等の公共空間から目立つ位置には設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

2) 工作物の新設等

<p>【配慮すべき基本的基準】</p> <p>1. 周囲の景観への影響について十分に検討し、デザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。</p> <p>2. 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。</p>

表7 景観計画区域における工作物の新設等に係る項目別景観形成基準

項目	景観形成基準 (「」は必ず守るべき基準、「」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)
敷地内における位置及び外構	<p>道路等の公共空間や周辺敷地との境界部の全部又は一部には、樹木や花き等を用いて植栽をする。</p> <p>・植栽にあつては、四季の演出や樹容に優れている樹木や花き等を用いることが望ましい。</p> <p>・植栽する面積は、敷地面積の20%以上とすることが望ましい。</p> <p>敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p> <p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置に努める。</p>
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>
形態	<p>道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をするよう努める。</p> <p>橋りょうは、上部構造と下部構造を一体的に捉え、高欄や橋脚等との連続性、配管や設備等の隠蔽措置に努める。</p> <p>・周囲の景観との調和に配慮した形態とすることが望ましい。</p>
色彩	<p>法令等で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度6以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>使用する色数はできる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p> <p>・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度4以下とすることが望ましい。</p>
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <p>・特に自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、地域ごとの景観特性と調和した素材、材料を用いることが望ましい。</p>

3) その他の行為

<p>【配慮すべき基本的基準】</p> <p>周囲の景観への影響について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。</p>
--

表8 景観計画区域におけるその他行為に係る項目別景観形成基準

項目	景観形成基準 (「」は必ず守るべき基準、「」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。</p> <p>道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なり面や擁壁が生じる場合は、り面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。</p> <p>・行為後の跡地の自然環境を復元するにあつては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。</p>
木竹の伐採	<p>樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。</p> <p>・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。</p>
屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積	<p>道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。</p> <p>堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。</p>
特定照明	<p>周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害¹とならないようにする。</p> <p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。</p>

1 良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響(「光害対策ガイドライン」/環境省)

3 . 福井市屋外広告物条例による規制

計画対象範囲は、重要文化的景観選定後に全域が福井市屋外広告物条例の第1種禁止地域となり、広告物の表示（設置）は、一定面積より小さい自家用広告物などを除いて原則禁止される。広告物を表示（設置）する場合は、許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

表9 福井市屋外広告物条例の第1種禁止地域における許可基準

規制対象行為		許可基準	
		個別基準	総量規制
自家用 広告物	屋上広告	・表示(設置)しないこと	1敷地 10㎡以下
	壁面広告	・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積:100㎡以内〕 ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20㎡以内 〔当該壁面面積:100㎡超〕 ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・建物の塔屋等の壁面には表示(設置)しないこと	
	広告板、広告塔	・高さ3m以下	
	突出広告	・道路の敷地への突出し1m以下 ・壁面の上端から突出しないこと	
	はり札、立看板、 のぼり	・表示面の縦の長さ2m以下、横の長さ1m以下 ・高さ3m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
案内広告物		設置不可	
一般広告物		設置不可	

越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観 保存活用計画

令和2年7月

発行 福井市教育委員会 文化財保護課
福井県福井市湊4丁目748

